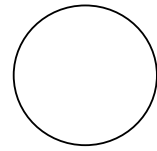


認定番号 _____



児童手当・特例給付 氏名住所 等変更届

草加市長 あて

令和 年 月 日

受給者	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日
	氏名						
	住所	草加市	電話番号	—		—	

氏名変更	受給者	変更前 フリガナ	変更後 フリガナ
		氏名	氏名
	配偶者		
	児童		

住所変更	変更した人の名前	続柄	変更後の住所

※受給者と支給対象児童が別居となる場合は、別途書類が必要です。

口座変更	振込希望金融機関	銀行 信金 農協	支店名	支店コード (3桁)	支店	普通預金	口座番号 (7桁)	口座名義人	※ 受給者に限る。カタカナで記入。
------	----------	----------------	-----	---------------	----	------	--------------	-------	-------------------

※振込不能防止のため、通帳の見開き1ページ（口座番号・口座名義等記載面）または、キャッシュカードのコピーを添付してください。

被用者区分変更	変更後の公的年金等の種別	令和 年 月 日
	ア. 厚生年金保険 (※) ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 イ. 国民年金 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済 ウ. その他 ()	

※国家公務員共済、地方公務員等共済組合に加入している方は、健康保険証のコピーを添付してください。独立行政法人や国立大学法人の職員の方、国又は地方自治体から民間企業や公益的法人へ派遣されている職員の方、日本郵政共済組合の組合員の方などが該当します。

婚姻関係変更	婚姻した場合	フリガナ	生年月日	昭和・平成	年	月	日					
		配偶者氏名	個人番号 (マイナンバー)									
		現住所	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ									
	今年1月1日の住所	市内・市外	{	市・区 町・村	}	・海外	前年1月1日の住所	市内・市外	{	市・区 町・村	}	・海外
	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先名称:) ウ. 非被用										
	離婚した場合	フリガナ	生年月日	昭和・平成	年	月	日					
前配偶者氏名		住所	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ									

(裏面)

注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
 - ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
 - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
 - ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村长（特別区の区長を含みます。）が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。